

軽犯罪法の原点・違式註違条例

～府県による違いと多種多様の図解を比較する～

坂誥智美（専修大学法学部准教授）

「軽犯罪法」という法律があります。「行列に割り込む」「路上にタンやツバを吐く」…など、日常でよくみられる光景を咎める、名の通りの微罪を取り締まるための法律です。現行法は昭和23（1948）年、現行憲法の施行のもとで制定され、現在に至っています。このような微罪を取り締まる法は、いつ、できたのでしょうか？原点となる法は、あるのでしょうか？

江戸時代は庶民に対しては「町触」が出され、様々なことが規定されていました。明治時代に入ってから、人々の生活に規制をかける法がたくさん出されます。江戸時代に既に出されていた規制を引きずったもの、近代社会の中で新たに規制されたものなど、当初は単行法として出されていきますが、やがてそれらをまとめた微罪を取り締まる法が出されます。これこそが現行の軽犯罪法の御先祖様、「違式註違条例」です。明治5（1872）年11月8日、東京府で最初の「違式註違条例」が出され、翌年には司法省が「地方違式註違条例」として布告しました。地方版は準則でしたので、各府県はその地域において必要な条文を作成したり、必要でないものは削ったりしており、日本全国で一律のものではなかったことがわかっています。

条文を見ると、現行の軽犯罪法にも存在するような条文がある一方で、現在では俄かに信じられない規定（巨大な凧をあげること！）や、ありえない規定（婦人は断髪してはならない！）など、内容は多種多様です。

ところで、この条例の条文の文言は非常に難解です。難解であったにもかかわらず、一部の県では小学校の教科書として使用もしていたようです。一般の人々には理解しにくいものであったことから、各地で図解された冊子や刷り物が発行されています。条文にそった図も、稚拙なものから浮世絵の画法で描かれたものまで、こちらも多種多様です。

今回の講演では、各府県の様々な条文・図解を見ながら、明治初期の政府が人々に望んだこと、人々がそれにどのような反応を示していたかなどを考えていきたいと思います。